

「宇多津町街路灯LED化事業」
公募型プロポーザル募集要領

平成29年9月

宇多津町

1 事業の趣旨

本町では、二酸化炭素排出削減や電気料金の削減を図るため、街路灯（公園灯、道路灯、防犯灯の総称とする。以下「街路灯」という。）のLED化を進めているが、現在町内に1,803灯ある街路灯のLED化率は28%程度にとどまっており、全ての街路灯のLED化にはかなりの年数を要する見通しとなっている。

そこで今般、本町では環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED照明導入促進事業）」を活用し、町内の街路灯を平成29～30年度の2カ年計画により全数LED照明灯へ変更する事業を実施することとした。

本事業では、10年間の維持管理を含めたリース契約方式を採用し、

- ① 安心安全なまちづくり
- ② 二酸化炭素の排出削減による環境負荷の軽減への寄与
- ③ 電気料金削減による本町の財政負担の軽減
- ④ 町内経済活性化

を図ることを目的とする。

また本町にとって最も効率的な事業推進を図るため、本町内街路灯の実態調査、調査結果の集計、地図情報および管理台帳の作成整備、維持管理手法の検討、LED照明導入計画の策定、LED照明灯への交換工事、保守・維持管理に関する一括提案を公募し、最も優れている提案を行った応募者を優先交渉権者として本事業に係る契約締結の交渉を行うこととする。

2 事業概要

(1) 事業の名称

宇多津町街路灯LED化事業

(2) 事業内容

次の業務とし、それぞれの業務ごとに契約を締結する。

ア 平成29年度事業

(ア) LED照明導入調査業務

街路灯の状況を把握し、経済的・効率的にLED化するための計画を策定する。

(イ) 公園灯LED照明導入業務

上記(ア)で策定した計画に基づき、公園灯についてLED照明への取替工事を行い、リースによる10年間の維持管理を行う。

イ 平成30年度事業

(ア) 道路灯LED照明導入業務

上記ア(ア)で策定した計画に基づき、道路灯についてLED照明への取替工事を行い、リースによる10年間の維持管理を行う。

(イ) 防犯灯LED照明導入業務

上記ア(ア)で策定した計画に基づき、防犯灯についてLED照明への取替工事を行い、リースによる10年間の維持管理を行う。

(3) 業務の範囲

ア LED照明導入調査業務

- ・既存街路灯の現状把握と管理台帳・位置図の作成
- ・既存街路灯の電気料金等の分析
- ・街路灯配置計画の策定
- ・LED照明導入計画の策定

イ 公園灯LED照明導入業務

- ・LED照明導入計画に基づく、リース方式によるLED照明灯への機器更新、10年間の維持、保守管理

ウ 道路灯LED照明導入業務

- ・LED照明導入計画に基づく、リース方式によるLED照明灯への機器更新、10年間の維持、保守管理

エ 防犯灯LED照明導入業務

- ・LED照明導入計画に基づく、リース方式によるLED照明灯への機器更新、10年間の維持、保守管理

(4) 事業場所

香川県綾歌郡宇多津町全域

(5) 提案限度額

次に示す価格の範囲内で提案すること。

ア LED照明導入調査業務

8,000,000円(消費税込み)

イ 公園灯LED照明導入業務

11,000,000円(10年分・消費税込み)

ウ 道路灯LED照明導入業務

83,000,000円(10年分・消費税込み)

エ 防犯灯LED照明導入業務

41,000,000円(10年分・消費税込み)

ただし、イ、ウ、エについては、取付工事にかかる環境省から事業者へ支払われる補助金を控除する前の金額である。

(6) 事業のスケジュール

- ・プロポーザル公募(ホームページに掲載) 平成29年9月26日(火)
- ・参加申込(参加表明書)の受付 平成29年9月26日(火)～10月3日(火)
- ・参加資格審査の結果通知 平成29年10月3日(火) 文書にて通知
- ・提案書の提出受付 平成29年10月3日(火)～10月12日(木)
- ・質問受付 平成29年9月26日(火)～10月 2日(月)
- ・質問への回答 平成29年10月3日(火)
- ・書類審査、優先交渉権者の選出 平成29年10月13日(金)(予定)
- ・審査結果の通知 平成29年10月13日(金)(予定) 文書にて通知

(7) 留意事項

本募集は、事業者の内定のために行うものであり、次のいずれかに該当するときは、事業を実施しないことがある。

- ① 宇多津町が環境省補助金の交付決定されなかったとき

3 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、本事業を遂行できる複数の企業により構成されるグループとし、リース会社、調査担当会社、機器メーカー、工事施工会社の4者からなるものとする。

この場合におけるリース会社、調査担当会社、機器メーカー、工事施工会社の業務役割は、それぞれリース業務に関する事、調査業務に関する事、製品供給に関する事、工事施工・管理業務に関する事とする。

イ 応募者の代表者はリース会社とし、町との連絡窓口として業務遂行の責を負うものとする。

ウ 応募者の代表者（リース会社）は町の入札参加資格を有することとする。

(2) 応募の参加資格

応募者の構成員は、次に掲げる要件を備えていることを条件とする。

ア 提案した事業内容を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有すること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 香川県及び宇多津町において指名停止期間中の者でないこと。

オ 調査担当会社においては、香川県内に営業所を有するものであること。

カ 機器メーカーにおいては「品質マネジメントISO9001、環境マネジメントISO14001認証」を取得していること。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ク 法人及びその役員が、暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(3) 応募に関する留意事項

ア 応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最も優れた提案者（以下「最優秀提案者」という。）の提出書類の使用権に関しては、町に帰属するものとする。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

カ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、町との協議により町がこれを認めたときは、この限りではない。

キ 当該提案に係る一連の手續及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

ク 提案書の提出後は、加筆、修正及び差し替えは認めない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ケ 提案書に虚偽の記載があったと認められた場合、当該提案書は無効とする。

4 公募概要

(1) 提案の内容及び方法

宇多津町街路灯LED化事業（以下「本事業」という。）の提案を行おうとする者は、町が提示した街路灯（別紙1「公園灯一覧」（以下「別紙1」という。）、別紙2「道路灯一覧」（以下「別紙2」という。）、別紙3「防犯灯一覧」（以下「別紙3」という。））をリース方式により、全てLED化することについて、提案書を提出する。

ア 提案の内容

(ア) LED照明導入調査業務の実施方針

(イ) LED照明導入業務の実施方針

(ウ) 使用機器（品名、消費電力等）

(エ) 費用対効果

(オ) 環境に与える効果

(カ) メンテナンス業務の実施方針

イ 選定方法

選定方法は、公募型プロポーザル方式により審査を行ったうえで、最優秀提案者を1者選定する。

(2) 提案内容の条件

ア LED照明導入後のリース期間は、公園灯・道路灯・防犯灯いずれも10年間とする。

イ 別紙1～3をもとに、現状とLED化した場合とを比較し、街路灯にかかる費用が抑制される提案をすること。なお、別紙1～3に記載の照明の種類、数量等は、町の概算により記載したものであり、現状と異なることがある。

ウ 契約締結日以降、平成29年11月30日までに本町内の全ての街路灯の調査を行い、調査事業を完了させたうえで、別紙1の公園灯については平成30年2月28日

- までに、別紙2の道路灯および別紙3の防犯灯については平成31年2月28日までにLED照明設置工事を完了することを条件として、工程表を策定すること。
- エ 提案内容については、環境省事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED照明導入促進事業）交付規程」、及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED照明導入促進事業）公募要領」の要件を満たすこと。
- オ LED照明への更新については、別紙1～3のとおりとすること。
- カ LED照明器具を取り付ける電柱等の支持物については、本事業のリース対象とはしない。
- キ 本事業により導入したLED照明については、リース期間終了後、町にその所有権を無償譲渡すること。
- ク LED照明導入業務及びリース期間におけるメンテナンス業務の実施にあたり、可能な限り、地元業者を活用すること。
- ケ リース期間中、町とリース会社双方が同じ内容で管理する必要があるため、デジタル管理ができるものを提出すること。
- コ 街路灯の位置図については、事前調査結果時点及びリース開始時点における全街路灯の位置図を提出すること。
- サ LED照明導入計画については事前調査結果をもとに町において配置計画を策定したうえで、計画数量を確定するものとする。

5 参加申込

(1) 受付期間および提出方法

- ア 受付期間 平成29年9月26日（火）～10月3日（火）午後1時必着
- イ 申込方法 簡易書留郵便を利用して郵送し、期間内に必着とすること。
- ウ 提出先 〒769-0292
香川県綾歌郡宇多津町1881番地
宇多津町役場地域整備課
電話：0877-49-8012

(2) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
- イ グループ構成表（様式2）
構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付すること（任意書式）
- ウ 企業概要（様式3）
構成員ごとに作成するものとし、法人登記簿謄本（3箇月以内のもの）及び記載事項を証する書面を添付すること。また、リース会社においては次の書類も添付すること。
- (ア) 貸借対照表（直近3期比較）
- (イ) 損益計算書（直近3期比較）
- (ウ) 納税証明書またはその写し

(法人税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税に関する納税証明を各1通。事業所が複数の市町村にある場合は本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の添付とする。)

(3) 提出部数等

上記(2)のア 公募型プロポーザル参加表明書(様式1)～ウ 企業概要(様式3)について各1部を提出すること。

(4) 参加表明後の辞退について

本公募型プロポーザルへの参加表明を行った後に辞退する場合は、公募型プロポーザル辞退届(様式4)を提出するものとする。

6 提案書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 平成29年10月3日(火)～10月12日(木)午後1時必着

イ 提出方法 簡易書留郵便を利用して郵送し、期間内に必着すること。

ウ 提出先 〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町役場地域整備課

電話：0877-49-8012

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、記載欄が不足する場合は、適宜行を増やし、複数枚にわたってもよい。また、別表や図などを提案に用いる場合、提案書に分かるよう記載すること。

ア 宇多津町街路灯LED化事業提案書(様式5)

イ 事業計画の概要(様式6)

(ア) LED照明導入調査業務の実施方針

本事業のLED照明導入調査業務の実施方針及び手法、費用、業務への取組体制、工程計画等を記述すること。

(イ) LED照明導入業務の実施方針

本事業のLED照明導入業務の実施方針及び手法、業務への取組体制、地元業者の活用方法、整備費用(器具費用、施工費(高所作業車等)、四国電力申請費、処分費用等)、工程計画等を記述すること。

(ウ) 使用機器

LED照明の交換に使用する機器について、別紙1～3における種別、W数ごとにメーカー名、品番、光束(ルーメン)、色温度、平均演色評価数、消費電力、電力契約区分、寿命、設置間隔性能がわかるように記載すること。

(エ) 費用対効果

別紙1～3を条件として、LEDに交換しない場合と交換した場合の10年間にかかる費用の比較表を作成すること。記載の内訳は、交換しない場合の費用につい

ては電気料金及びメンテナンス費用、交換した場合の費用については電気料金、リース料の総額（メンテナンス費用含む。）及びそれに含まれる照明機器費用及び取替工事費用とし、公園灯・道路灯・防犯灯別に、種別、ランプW数別に算出すること。なお、電気料金の算出にあたっては、四国電力の電気供給約款（平成28年2月1日実施）の電気料金単価を用いること。

(オ) 環境に与える効果

別紙1～3を条件として、交換しない場合とLEDに交換した場合の10年間にかかる電気使用量及び二酸化炭素排出量比較を記述すること。なお、二酸化炭素排出係数は、0.000579 t-CO₂/kWhを用いること。

(カ) メンテナンス業務の実施方針

リース期間におけるメンテナンス業務の実施方針及び手法、業務への取組体制、地元業者の活用方法、故障時等の連絡体制、緊急時の対応方法等を記述すること。

(3) 提出部数等

上記(2)について各8部（原本1部、写し7部）、を提出すること。

(4) 企画提案書の提出後の取扱い

提案書の変更、差替え、再提出、返却には応じない。

7 質疑の方法

この募集要項の内容に関する質疑は、次のとおり受付する。

(1) 提出様式 宇多津町街路灯LED化事業質疑書（様式7）

(2) 受付期間 平成29年9月26日（火）～10月2日（月）午後1時まで

(3) 提出方法 電子メールのみの受付とする

※タイトルは「【LED質疑】（事業者名）」とした上でメールすること。

(4) 提出先 宇多津町役場地域整備課

電子メール：chiiki@town.utazu.kagawa.jp

(5) 回答 提出された質疑への回答は、平成29年10月3日（火）に町のホームページで公開する。ただし、質問事項が重複していると町が判断したものは、整理して回答する。また、意見表明など本件の趣旨から離れているものへの回答は行わない。

8 選考方法及び審査結果の通知

(1) 評価について

書類審査をもとに審査委員会にて総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(2) 書類審査

書類審査は、参加表明書及び提案書を用いて審査を行う。なお、必要に応じて、追加資料を求めることがある。

審査においては、次の審査基準に基づき総合得点の最も高い応募者を優先交渉権者とする。

また、応募者が1者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査委員会において認められれば、その応募者を優先交渉権者とする。

<審査基準>

1 業務等の理解度等

業務等実施方針の内容
町への協力体制

2 LED照明導入調査業務の実施方針

調査業務の工程計画の実行性
配置計画の実行性

3 LED照明導入業務の実施方針

導入業務の施工計画の実行性
工事の施工体制
既存照明灯の取扱（廃棄、再利用等）
地元業者の活用

4 使用機器

使用機器の品質（技術基準への適合等）
使用機器の導入実績
製品の供給能力（納期）

5 費用対効果

電気料金、メンテナンス料金、リース料金の比較から本事業による年間ランニングコスト減少額

6 環境に与える効果

電気使用量、CO₂排出量の削減量
過照明が及ぼす影響への配慮（農作物等に対して）

7 メンテナンス業務の実施方針

リース期間中の灯具の保証
地元業者を活用した故障時等のメンテナンス体制
台帳の更新

(3) 審査結果の通知

- ア 審査の結果は、平成29年10月13日（金）（予定）に応募者全員に文書で発送する。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 提出書類に不備があり、補正が困難である場合

- ウ 参加資格に違反している場合
- エ その他不正行為があった場合

9 選考後の手続き

町は、本事業に関して、LED照明導入調査業務とリース方式によるLED照明導入業務を依頼することを前提に、選定した優先交渉権者との協議を進め、平成29年10月中（交付決定後）に契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点交渉権者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、優先交渉権者または次点交渉権者の負担とする。

業務実施にあたっては、可能な限り、地元業者を活用することを条件にしているが、業者選定の決定に関しては町の確認を受けなくてはならない。

町及び優先交渉権者との協議により、業務内容を一部変更することがある。

町は、事前調査結果により、調査数、交換対象数等に変動がある場合は、リース契約の内容について協議するものとする。

10 担当窓口

宇多津町地域整備課

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

電子メール：chiiki@town.utazu.kagawa.jp

電話：0877-49-8012

FAX：0877-49-0517

宇多津町街路灯LED化事業標準仕様書

【LED照明導入調査業務】

1 業務の概要

宇多津町（以下「町」という。）が管理する街路灯（公園灯、道路灯、防犯灯の総称とする。以下「街路灯」という。）を、リース方式によりLED照明灯に機器更新するにあたり、設置状況を調査確認し、その結果を報告するものである。

調査業務の期間中には、町において調査結果を基に配置計画を行い、各地区と調整する期間が含まれるものとする。

事業全体の効率性を向上させるため、調査を各地区ごとに進め、現状把握調査が完了した時点で、町と調整できるよう工夫するものとする。

2 調査期間

契約締結の日から平成29年11月30日までとする。

3 調査対象

- (1) 別紙1「公園灯一覧」、別紙2「道路灯一覧」、および別紙3「防犯灯一覧」に掲げる街路灯とする。
- (2) 現に設置されている街路灯で四国電力の契約未登録が判明した場合も対象とする。

4 業務内容

- (1) 既存街路灯の調査
 - ①街路灯の設置位置（地図上の位置、設置道路の種別及び構造）
 - ②街路灯の種別（ランプの種類、ランプワット数、器具の種別）
 - ③電柱番号（取付電柱番号、引込電柱番号）
 - ④街路灯取り付け等の状況（導入に支障が予想される電柱等の不具合の状況等）
 - ⑤調査物件の地図への落とし込み
 - ⑥その他、必要な事項（効率的な照度の確保に支障となる物件（街路樹等）の状況等）
- (2) 既存街路灯の電気料金等の分析
 - ①電力会社の電力契約内容等（契約種別、電気料金適用区分、電気料金、電力使用量）
 - ②二酸化炭素排出量
 - ③維持管理費
- (3) 街路灯配置計画の策定

町において、調査結果及び設置基準を基に配置計画を行うため、配置計画図及び説明資料等の作成を行う。町は、各地区との調整のあと、数量を確定し、街路灯配置計画を策定する。
- (4) LED照明導入計画の策定

街路灯配置計画を基に、LED照明導入計画を策定する。

- ① 更新器具の決定、省エネ、省コストの計算
- ② 工事等仕様書の作成
- ③ 器具取り替え費用、メンテナンス付きリース料の算出
- ④ 個別街路灯台帳の作成

5 業務実施方法

応募時の提案をもとに、町と協議のうえ決定する。ただし、下記事項について留意すること。

- (1) 調査済みの街路灯について、現地において管理番号を記載したシール等を貼付すること。

6 その他特記事項

- (1) 現地調査の実施にあたり、身分証明書を携帯して業務にあたること。また、交通・作業安全に十分配慮して行い、万が一事故等が発生した場合は、直ちに町に連絡すること。
- (2) 業務の実施にあたり、区長及び四国電力への聞き取り調査や立会が必要な場合は、必ず事前に町に連絡すること。
- (3) その他、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに町と協議すること。

宇多津町街路灯LED化事業標準仕様書 【LED照明導入業務】

1 業務の概要

LED照明導入調査業務において策定したLED照明導入計画に基づき、宇多津町（以下「町」という。）が管理する街路灯（公園灯、道路灯、防犯灯の総称とする。以下「街路灯」という。）を、リース方式によりLED照明灯に機器更新するものである。

また、リース契約期間中に故障等が発生し、照明機器に支障が生じた場合、その保守を行い、機能の回復を図るものである。

2 工事期間

(1) 公園灯

LED照明導入計画策定後、リース契約を締結し、平成30年2月28日までに、別紙1「公園灯一覧」のLED照明設置工事を完了するものとする。

(2) 道路灯

LED照明導入計画策定後、リース契約を締結し、平成31年2月28日までに、別紙2「道路灯一覧」のLED照明設置工事を完了するものとする。

(3) 防犯灯

LED照明導入計画策定後、リース契約を締結し、平成31年2月28日までに、別紙3「防犯灯一覧」のLED照明設置工事を完了するものとする。

3 リース期間

(1) 公園灯

平成30年3月1日から平成40年2月29日までとする。

(2) 道路灯

平成31年3月1日から平成41年2月28日までとする。

(3) 防犯灯

平成31年3月1日から平成41年2月28日までとする。

4 更新、保守対象

LED照明導入計画に掲げる街路灯を対象とし、更新器具については、下記事項を原則とする。

(1) 環境省事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED照明導入促進事業）交付規程別添「LED照明導入促進事業におけるLED照明技術基準」に適合したものとする。詳細は、別紙4「LED照明仕様書」による。

(2) 別紙1～3のと通りのLED照明に更新する。

5 保守範囲等

- (1) 点検・補修などについて、契約期間中、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。
- (2) 機器の不具合を発見または通報を受けたときは、状況を確認し、機器の交換や補修等の工事が必要となった場合は、速やかに実施すること。
- (3) 機器の不具合が、故意または過失による損害、暴動による損害、地震、噴火、津波など不可抗力によるもの以外の場合は、事業者の負担において機器の交換や補修等を行うものとする。
- (4) 不可抗力その他町または事業者の責に帰すことができない事由により、事業の継続が困難となった場合には、町と事業者は、事業継続の可否について協議する。

6 実施方法

応募時の提案を基に、町と協議のうえ決定する。ただし、下記事項について留意すること。

- (1) 設置工事及び保守作業の実施にあたっては、可能な限り地元業者を活用すること。
- (2) 更新作業が完了した街路灯については、速やかに四国電力に契約変更申請手続きを行うこと。また、現に街路灯が設置されているが、四国電力の契約未登録が判明したもの、及び既に街路灯が撤去されているが、廃止手続きがなされていないものについても、当該手続きを行うこととする。
- (3) LED照明設置工事完了後、リース期間中において町と共有で管理できるデータを提出すること。

7 その他特記事項

- (1) 設置工事及び保守作業の実施にあたり、身分証明書を携帯して業務にあたること。また、交通・作業安全に十分配慮して行い、万が一事故等が発生した場合は、直ちに町に連絡すること。
- (2) その他、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに町と協議すること。